

第79回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年 6 月 1 日（金）14:00～16:15

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専 門 委 員】

鈴木 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

- 部会の冒頭において、河井部会長が、統計委員会令の規定に基づき、西郷委員を部会長代理に指名した。
 - 5月25日開催の第122回統計委員会において諮問された農林業センサスの変更について、諮問時の統計委員会で示された委員の意見を共有した後、審査メモに沿って審議が行われた。
 - 審査メモのうち、「調査の名称の変更」、「調査対象の属性的範囲の変更」及び「報告を求める事項」の一部について審議を行った結果、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。
- 委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の属性的範囲の変更

- ・ 2020年調査においても、一定の規模基準に満たない自給的農家等も含めた総農家数や総耕地面積などを把握し、一体的に集計・公表するのか。

→ 従前どおり、農業経営体の規模基準に満たない世帯についても、客体候補名簿で把握した情報を基に、別途集計・公表する予定である。ただし、実査事務の効率化等の観点から、客体候補名簿における把握項目を若干スリム化する計画である。

- ・ 経営耕地面積30アール以上、過去1年間の農業生産物の総販売額50万円以上という農業経営体の規模基準は、保持してほしい。新規就農者にとっても、農業経営を永続するための目標として、まずは30アールが一つの目安となっており、この規模基準を引き上げた場合、政策立案上の支障が生じる。

- ・ 事業や施策への加入要件の中には、30アールより低い基準を設定しているものもあるが、これに合わせて規模基準を引き下げる検討はしたのか。

→ 現在の規模基準は、1990年調査から導入しており、各種施策の対象は当時と大きく変わっていないことから、引き続き、この規模基準を基に自給的農家、販売農家を把握する予定である。

- ・ 経営耕地面積が10アール以上30アール未満の自給的農家は、農地の提供という役割を担っている層であり、今回、客体候補名簿から「うち、貸している耕地」の項目を削除すると、その情報が得られなくなる。継続して把握する余地はないか。

→ 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。

→ 「うち、貸している耕地」の面積は、借り手から把握する借り受け耕地面積により代替できないのか。

→ 借り手側からも把握はしているが、貸し付け面積と借り受け面積とは、市町村・県単位でも合致しないことから、農地の提供側からの貸し付け耕地面積を把握することは重要である。

- ・ 客体候補名簿から、過去5年間に経営を新たに開始したか否かを把握する項目を削除する計画であるが、新規就農者の把握に支障は生じないか。また、耕地の貸借は、農業委員会等が保有する業務記録情報から把握する余地はないのか。

→ 新規就農者については、別途、客体候補名簿を整備する段階で、行政記録情報等から把握可能である。また、各市町村の農業委員会における行政記録情報を活用するに当たっては、大きな作業負担が生じることから、検討していない。

→ 当該項目も、結果の利活用上、有用な項目であるため、可能であれば引き続き把握する方向で検討してほしい。

- ・ 前回調査では、客体候補名簿と調査票を一体的に製本し、表紙の客体候補名簿をミシン目で切り離して、調査票を配布する仕様となっていたが、切り取らずに調査票を配布してしまうなど、調査員に混乱を来した事例もあったため、改善してほしい。また、客体候補名簿と調査票とは記入の取扱いが異なることから混乱が生じたことについても、改善を検討してほしい。

→ 意見を踏まえ実施に向けて検討してまいりたい。

- ・ 客体候補名簿は、分析等のために二次的に利用することは可能か。
- 要請があれば、所要の手続きを経た上で、利用可能である。

（２）報告を求める事項の変更（農林業経営体調査票の変更）

ア 内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等

- ・ 前回調査では「家族経営」「組織経営」と区分していたが、今回調査で「個人経営」「団体経営」と区分を変更している理由は何か。
- 「家族経営」でも法人化されている「一戸一法人」は、「団体経営」に記入することとしているため、新たな名称に切り替え、「個人経営」「団体経営」の区分により整理する計画である。
- ・ 2020年の本調査と、その前年の農業構造動態調査（農林水産省所管の一般統計調査）で把握された個人経営体の各世帯員の「過去１年間のふだんの状況」の状況変化を捉えて新規自営農業就農者を把握するとしているが、照合可能となるよう、調査対象世帯には同一のコードが付与されているのか。
- 今回調査以降、世帯に同一コードを付与する。ただし、農業構造動態調査は、農林業センサスを母集団としているため、両調査間での接続は容易である。
- 調査票上にマッチングキーとなるIDを設けるのか。
- 調査票とは別に、データベースの中で管理する計画である。
- ・ 個人経営体における「各世帯員の世帯主との続柄」を把握する調査項目について、削除を計画しているが、世帯員をパネルデータ化して、農家の非婚率の問題などを分析する上で、支障が生じるのではないか。
- 二世帯経営、三世帯経営という重層世帯が農業経営の強靱性を支えていることの分析を行う上でも、必要な項目である。
- 利活用ニーズを踏まえ、継続把握の可能性について検討してほしい。
- ・ 個人経営体において「家事・育児」をしていた女性が、子供が大きくなってから就農するケースが多いが、これを「新規就農者」に含めない理由は何か。
- 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ 個人経営体の「過去１年間のふだんの状況」を把握する調査項目の選択肢「主に他に勤務した」について、例えば、農業法人に勤務した場合とそれ以外に勤務した場合を区分していないが、農業への労働のインプットを把握する上で支障は生じないのか。
- 団体経営体の方で労働力として捉えることから、支障は生じない。
- ・ 個人経営体の集落営農組織への参加状況を把握する項目について、2010年調査では集落営農の中に個別経営の農家が吸収され、農家数が減る事象が生じたように記憶しているが、今回はそのような事象は生じないのか。
- 団体経営体を定義する際に、経営権を集落営農が持っていれば、そこに参加する

者は経営体には該当しない。つまり、農産物の収支決算を団体経営体が一括して行っているかどうかにより、団体経営体、個人経営体のどちらに該当するかを判断しており、その考え方は従前と変わらないため、支障は生じない。

イ 外部労働力（常雇い・臨時雇い）のよりの確な把握

- ・ 個人経営体における各世帯員の状況や団体経営体における役員・構成員等の状況、常雇いした人個々の性別及び出生年月を把握する調査項目については、一定の人数分しか記載欄を設けていないが、記載欄は十分か。
 - 農業法人の平均的な従事者数は16人程度、そのうち約3人が役員となっており、当該記載欄には、どのように記載するのか。
 - 経営体全体の1%弱について、記載欄が不足すると想定しているが、その場合は、補助票に記載してもらう計画である。
 - 常雇いしている人の性別及び出生年月を記載する欄が4人分しかない一方、その下に設けられた農業又は農業生産関連事業への「従事日数の合計」の項目については、補助票に記載される者の分も含めて記載することとしており、報告者にとって分かりにくい構成となっていることから、調査票への注記・誘導などが必要ではないか。
- ・ 外国人労働者（研修生、技能実習生）は、どのような取扱いとなるのか。研修生については、臨時雇いにも含まれないのか。
 - 技能実習生も、雇用契約を結んで就農している場合は常雇い、研修期間中の場合は臨時雇いとして記入対象となる。
- ・ 常雇いの出生年月を把握する項目において、年齢的にみて、「大正」に該当する者は想定されないのではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成30年6月21日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、6月29日（金）に開催予定の第123回統計委員会において、河井部会長から報告することとされた。

（以 上）